

塩谷都市医師会リレーコラム
シリーズ「がんを知る」

第10回「子宮頸がん」

子宮頸がんは「ワクチン」と「検診」で予防できるがんです。「HPV ワクチン」は事実上中止されていますから、「子宮頸がん検診」を定期的に受けましょう。

【原因】

子宮頸がんは、性交渉で感染するヒトパピローマウイルス (HPV) が原因で発症します。日本ではほぼ80%の女性がHPVに感染し、多くの女性は自己免疫力でHPVを排除し正常な細胞に戻ります。しかし、数年から十数年にわたり感染が持続する女性がいて、がんが発病することがあります。日本では毎年1万人以上が発病し、3000人以上の命が奪われています。また、20歳代から30歳代の若い女性に増加しているため、命は助かっても妊娠・出産に差し支えることがあり問題になっています。そのためHPV感染予防と細胞異常の早期発見の二つがとても大切です。

【ワクチンを接種することでHPV感染予防が可能】

11～14歳の性交渉前の女子へのHPVワクチン接種が最も有効ですが、15～45歳の女性への接種も効果があります。HPVワクチンは世界120カ国以上で使われていますが、日本では注射後長期の痛みを訴える報告などがあり現在「積極的推奨」が中止されています。世界保健機関は2014年10月に「安全性に問題ない」と改めて宣言しましたが、厚生労働省は現在議論中で接種がほとん

●ご意見やご質問、取り上げてほしい病気などありましたら塩谷都市医師会までお便りをお寄せください。
お問い合わせ/〒329-1312 さくら市桜野1319-3
さくら市氏家保健センター内 塩谷都市医師会

さくら産院 院長 泉 章夫 (さくら市)

ど行なわれていません。

【感染したHPVの治療法はない】

HPVに感染しても除去できれば、子宮頸がんにはなりません。そのためHPVを退治する治療ワクチンなどHPVに対する治療法の研究が進められていますが、残念ながら実用化には至っていません。

【検診でがんになる前に診断することが大切】

ワクチン接種が積極的に奨められないためHPV感染を予防できず、感染したHPVを治療する方法がない現状では、いつ、どんな人が子宮頸がんになるのかわかりませんから「子宮頸がん検診」が最も重要になります。

【併用検診が望ましい】

細胞の異常な変化を調べる「細胞診」とHPV感染を調べる「HPV検査」を同時に行う「併用検診」で、ほぼ100%前がん病変を発見し、子宮頸がんを予防できます。「併用検診」はさくら市と高根沢町で30歳、35歳、40歳の集団検診で受けられます。また、矢板市と塩谷町は「併用検診」を実施していませんが、集団検診でHPV感染が疑われるASC-USという「細胞診」の結果が出た場合は、無料で「HPV検査」を行なっています。栃木県産婦人科医会塩谷郡支部は、2市2町の検診担当部署と「併用検診」の完全導入に向け努力しています。

問い合わせ/大田原年金事務所 ☎(22)6311
矢板市市民課 ☎(43)1117
FAX(43)5962

ねんきん
20歳になったら国民年金

国民年金は、すべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20～60歳までの方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような“万が一”の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支えあう制度です。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

国民年金の加入手続きは、市民課窓口で直接手続きしてください。国民年金の保険料(定額)は、月額15,590円(平成27年度)です。

毎月15,590円も払えない…どうすればいいの？

保険料が未納のままだと、老後の年金だけでなく、若いときにも支給される障害基礎年金などが受けられない場合があります。下記のような制度もありますので、納付に困ったらお早めにご相談ください。

	学生納付特例制度	保険料免除制度・若年者(30歳未満)納付猶予制度
対象	学生の方	学生以外の方
免除期間	4月～翌年の3月まで (過去期間は、申請が受理された月から2年1カ月前まで)	7月～翌年の6月まで (過去期間は、申請が受理された月から2年1カ月前まで)
申請	原則として毎年申請が必要です。年金手帳、認印、運転免許証など、身分がわかるものをお持ちください。	

6月の集団健康診査日程

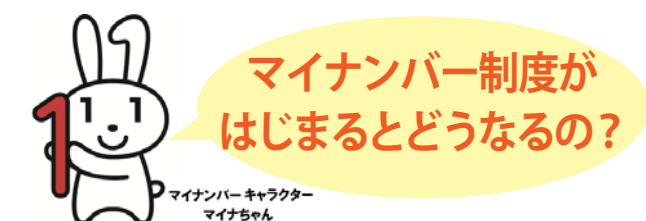
※市ホームページに健診日の混雑状況を掲載しています。どうぞご覧ください。
申込・問い合わせ/健康増進課 ☎(43)1118

特定健診を受診される方は、保険証と受診券(国民健康保険以外の方)を必ずお持ちください。(※お忘れになると、当日受診できませんのでご注意ください。)

まだお申し込みをされていない方で受診希望の方は、健康増進課へご連絡ください。(※健診予定日に発熱やせきなど、体に異常がある場合は、後日改めて受診してください。)

	受付時間	場所	特定健診	胃・肺・大腸がん	前立腺がん	乳・子宮がん	骨粗しょう症
2日(火)	8:30 ↓ 10:30	泉公民館	○	○	○	○	○
4日(木)		文化会館小ホール	○	○	○	○	○
12日(金)		泉公民館	○	○	○	○	○
13日(土)		片岡公民館	○	○	○	○	○
27日(土)		泉公民館	○	○	○	○	○
30日(火)		文化会館小ホール	○	○	○	○	○

社会保障・税番号制度のお知らせ
平成27年10月からマイナンバーの通知がはじまります



●「マイナンバー」とは何のこと？

10月から、日本国内の市区町村に住民登録のある全ての方に通知される12桁の番号です。

マイナンバーは一生使うもので、原則として不変ですが、「番号が漏えいするなどし、不正に使われるおそれがある場合」には変更できることとなっています。

●マイナンバーが必要になるのは、いつ？

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

社会 保 障	年金	年金の資格取得や確認、給付 など
	労働	雇用保険の資格取得や確認、給付 ハローワークの事務 など
	医療	医療保険の資格取得、給付 など
	福祉	福祉分野の各種手当等の給付 生活保護 など
税		確定申告書、届出書、調書などに記載 税務当局の内部事務 など
災害対策		被災者台帳の作成事務 被災者生活再建支援金の給付 など

●マイナンバー導入のメリットは？

現在、行政機関(国)・地方公共団体(自治体)などには年金の基礎年金番号、介護保険の被保険者番号のように、事務を行う機関ごとに個人を特定するための番号が複数存在しています。

そのため、異なる分野や機関で管理している情報が同じ方であることを確認するための各種書類を添付していただくなど行政手続きの際に申請者にさまざまな負担が生じています。

マイナンバー制度の導入により、「行政の効率化」、「国民の利便性の向上」、「公平・公正な社会の実現」などが期待されています。

●マイナンバーを安全に利用するために

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中でも、法律や地方公共団体の条例で定められた行政手続きにしか使えません。

他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者がマイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象となります。

●マイナンバーについてより詳しく知りたい方へ

国では、マイナンバーに関する最新情報を提供しています。

◆マイナンバー・ポータルサイト(ホームページ)

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/

◆マイナンバーコールセンター ☎0570(20)0178

9:30～17:30(土・日・祝日を除く)